

大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく届出対象

20181101

工事の内容	届出様式	大気汚染防止法 様式第3の4	環境確保条例 第35号様式
	吹付け石綿の使用面積	15m ² 以上	○
15m ² 未満		—	
吹付け石綿、保温材等が使用されている 建築物の延べ面積又は工作物の築造面積	500m ² 以上	○	○
	500m ² 未満		—

大気汚染防止法及び環境確保条例の届出窓口

工事の場所	工事の対象・規模	届出窓口
23区	全ての工事	各区の環境主管課
八王子市	全ての工事	八王子市環境部環境保全課
市(八王子市を除く)	延べ面積が2,000m ² 未満の建築物	各市の環境主管課 東京都多摩環境事務所 環境改善課 (電話：042-523-0238)
	延べ面積が2,000m ² 以上の建築物 全ての工作物	
西多摩郡の町村	全ての工事	東京都環境局環境改善部 大気保全課 (電話：03-5388-3493)
島しょ	全ての工事	

- ・ 環境省 石綿（アスベスト）問題への取組
（「建物を壊すときにはどうしたら良いの？」のリンク先に、マニュアルへのリンクがあります）
<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>
- ・ 東京都 アスベスト情報サイト（マニュアルへのリンクがあります）
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/index.html
- ・ 厚生労働省 改正石綿則と労働者の石綿ばく露防止措置の実施に係る技術上の指針について
（マニュアルへのリンクがあります）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index.html

この資料の内容についての問合せ先：
東京都環境局環境改善部大気保全課 03-5388-3493

解体等工事（改造・補修工事も含みます）を実施される皆様へ

アスベスト
石綿の事前調査はしましたか？



全ての解体等工事*1で事前調査及び説明が必要です

解体等工事の受注者又は自主施工者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、受注者は発注者へ調査結果を書面で説明することが義務付けられています。

- *1 規模等にかかわらず全ての解体等工事が事前調査の対象です。ただし、次の①の建物又は②の部分のみの工事については、事前調査の対象外です。
- ① 平成18年9月1日以後に新築工事に着手した建物
 - ② 平成18年9月1日以後に改造又は増築の工事に着手した部分



吹付け石綿の例



保温材の例



成形板の例

事前調査の方法は？

事前調査は、建築物石綿含有建材調査者等の有資格者が実施することになっています。詳細は、

- 東京都「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」
 - 環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」
 - 厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」
- を参照してください。

石綿があった場合は

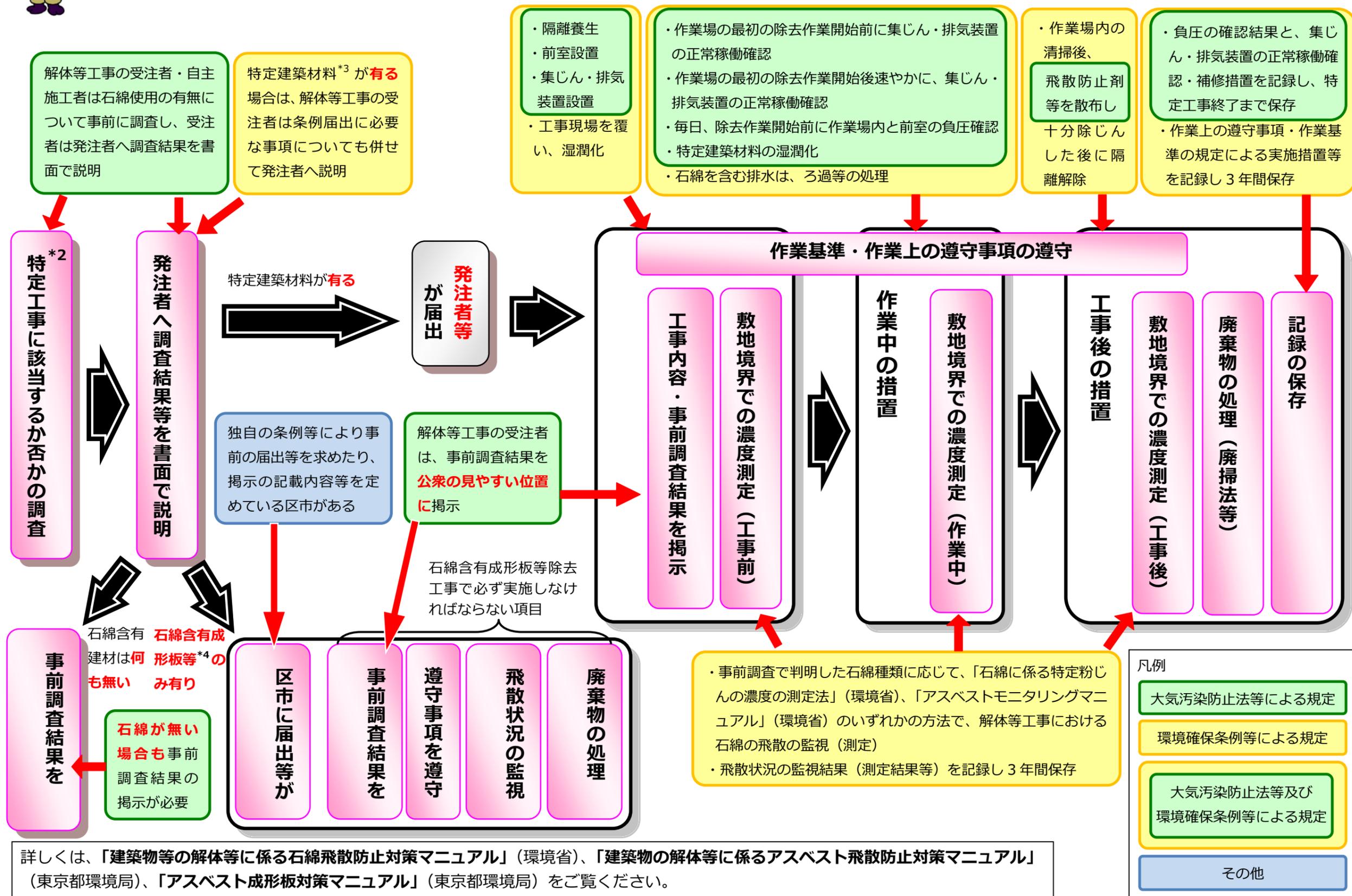
石綿の飛散防止対策を実施してください！

飛散防止対策をしないと……

作業員が石綿に暴露するばかりでなく、周辺の住民も暴露します。健康被害が生じれば、損害賠償請求されることもあります。



石綿を含有する建材を使用した建築物等の解体等工事の流れと飛散防止対策等



*2 特定工事……特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物の解体等工事

*3 特定建築材料……吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（石綿が質量の0.1%を超えて含まれているもの）

*4 石綿含有成形板等……特定建築材料以外の石綿含有建材（スレート板のほか、Pタイル等の内装材やサイディング等の外装材にもアスベストが含有している場合があります。）